

厚生常任委員会

平成24年3月14日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎宮崎 和彦	○小林 誠	中西 和夫
辻 善次	里川宜志子	木田 守彦
嶋田 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	副 町 長	池田 善紀
総 務 部 長	西本 喜一	住 民 生 活 部 長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	同 課 長 補 佐	中原 潤
同 課 係 長	上山 泰史	国 保 医 療 課 長	寺田 良信
同 課 長 補 佐	猪川 恭弘	環 境 対 策 課 長	栗本 公生
同 課 長 補 佐	角井 敏文	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	清水 昭雄	健 康 対 策 課 長	西梶 浩司
同 課 長 補 佐	増井つゆ子		

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
-------------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、里川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

初めに町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、辻委員、里川委員のお二人を指名いたします。

両委員にはよろしく申し上げます。

本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案について、（1）議案第7号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長

それでは、議案第7号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長

本議案の内容につきましては、前回の委員会で説明いたしました内容と同様であります。末尾の要旨を持って説明に替えさせていただきます。

（ 要旨朗読 ）

福祉課長

この条例は、平成24年4月1日に施行するものであります。

なお、条例改正文の朗読、新旧対照表の説明については、省略させていただきます。

以上、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 こんなんは出てきて当然の改正ですので、もちろん問題はないと思うんですけどもね。ただ、その控除があるものとして再計算をして、税額出すという、ちょっと手間がかかるような状況になってきているんですけども。それって、本体のほうで、国のほうの本体のほうで、今後、その基準額というものを変えてくるという動きになるのか、こういう再計算でずっとやっていかなんのか、そういうところが気になりましたので、お尋ねしたいと思います。

福祉課長 現在、話を聞いていますのは、この平成24年度についての対応ということを知っています。この24年度については、本体の基準額を改正することはないと。あくまでも再計算ということです。ただ再計算するにあたっては、当然、年末調整とか、確定申告で、本来控除はないんだけど、子どもさんの申告をしなければならないという手続きが入ってきます。今聞いているところでは、税当局、国税とかそういうところでは、そういう子どもさん、扶養している子どもさんがおれば申告するよというところでの手続きはされているということは聞いているんですが、これが毎年きちっとされていくのかどうかということもありますので、基準額を変えろという方向があってもいいのではないかとこのように考えております。

里川委員 こんなふういろんな制度が変わってきたら、町もいろいろ再計算したという、そういうのもソフトがあるのかどうかわからへんけれども、前々から言うように、ソフトの変更したら、それだけでももう100万円単位でお金がいるわけなんですよ。ですからやっぱり、上へ声を上げながら、

きちっとした形で整理をしていただいて、町としても対応しやすいようにしていただきたいなと、そういう要望を上へ声を上げていただきたいたいというふうに思います。それとともに、これはお願いですけれども、今は条例ですのでこういう形で出てきましたけれども、特に福祉課の所管なんかにおいては、いろいろな福祉関係の利用については、こういう税額をもって基準とされているようなものがあると思います。それらについての整理についても併せてきちっとやっていただいているのかどうかということについて、確認だけ、ここでさせておいてください。

福祉課長 確かに税額をもって利用料等決定するものもございます。前回の委員会でご説明しました難病患者等のホームヘルプサービスの利用料、あるいは養護老人ホームの利用料等もかかってきます。それらについては、国の指導あるいは、私どものほうもきちっとその辺を精査いたしまして、国から、この控除があったものとして再計するよという指示のあったものについてははもれなく対応させていただくよう準備をしているところでございます。

里川委員 えらいすみません。今の課長の答弁聞いていたら、上から指示があったものについてははもれなくということですけどもね、じゃあ町独自でそういう設定をしながら、そういう福祉的なサービスを提供しているっていうような問題はないんでしょうか。そういうものも含めて、すべての項目を、私は、その国からの指示だけでなく、すべての項目について洗い出しをしていただきたいたいというふうに思っておったんですけども。えらいすみません、揚げ足取るような聞き方になりましたけれども、今ちょっとその、「上から指示があったものについては」といわれたので、ちょっとそこ気になるんですが、いかがですか。

福祉課長 ちょっと私言い方まずかったかもしれませんが、先ほど言いました、難病患者ホームヘルプサービスでありますとか、養護老人ホームというのは補助金が絡んでくる事業です。ですから、当然、厚生労働省とかから指示がなく、見直し前のことを、控除したものとして計算すると、当然その分

は補助金や負担金が減るということになりますので、これらの国の負担金補助が絡むものについては、国からの指示のとおり行っていこうというのが、ひとつ考えでございます。で、ただ町単独の事業においては、ほとんどの場合は、所得などを中心に考えている部分がありますが、再度、所得税、住民税を基準にしているものがないか、改めましてそのへん精査いたしまして、そのあたりの考え方をまとめさせていただきたいと思えます。

里川委員 結構です。

委員長 他ございませんか。 辻委員。

辻委員 改正自体には反対も何もないんですけど、これ、本来、保護者が例えば「今度保育料なんぼや」ということで算定しようと思ったら、自分で計算せんわからないというような。段階が所得の、税のあれやから、そのへんも、今、里川委員言わはったように、やっぱり本来なら、一般の住民の方、保護者の方が、入園させるのにいくらかかるのかわからないような感じもありますので、その辺も十分、保護者にわかるような他何か方法ないのかなということ。個々に、自分がどのランクかということ、分りにくいというように思えますので。その辺も十分、入園される方に丁寧に、できれば、指導いうたら難しいのかな、これ、個々に違いますので。その辺も、できましたら、今度入園するのに、保育料なんぼかかるのかわかるような感じで指導も、十分説明できるようにお願いしたいと思えます。これは要望で結構です。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案について、当委員会として原案どおり可決することに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第7号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第8号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。植村福祉課長。

福祉課長 (2) 議案第8号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について説明申しあげます。まず議案書を朗読します。

(議案書朗読)

福祉課長 本議案の内容につきましても、前回の委員会で説明いたしました内容と同様であります。末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきます。

(要旨朗読)

福祉課長 この条例は、平成24年4月1日に施行するものでございます。なお、条例改正文の朗読、新旧対照表の説明については、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおり可決いただきますようお願い申しあげます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 里川委員。

里川委員 この条例の改正もこの3月議会で出てきて、予算も3月議会で出てきて、予算の編成というのは、もっと早くに町としてもしてはるはずなんですけれどもね。私たちとしても、こういう条例を議論したうえで予算編成していただくというのが順序やと思うんですが、事前の委員会の時点です

ら、2月20日が事前の委員会でしたけれども、ここですら、最後の介護運協が開かれていない、介護運協最終が2月27日でしたらね。そんな状態になっているということの原因と、それと、町としてはね、この辺についてどういうふうにお考えになっているのか、まずお尋ねさせておいていただきたいと思います。

福祉課長 サービスの給付量を定める事業計画と、この収入の大きな部分を占める介護保険料が決定されない状態での予算編成ということでございます。予算決算常任委員会でも、ご質問いただいたかと思えます。どうしても予算の作業工程上、12月の初旬に概要を固めまして、予算を要求していくということになりますが、その時点での、もちろん被保険者、それから過去の実績、それから、それまでの介護保険運協での審議、それらを考慮させていただいて、予算を計上はさせていただいております。しかしながら、給付量の、特に給付額に大きなウエイトを占めます介護報酬、これにつきましては、1月下旬から2月上旬くらいにかけまして介護従事者の方の引き上げ分を介護報酬に載せるのかどうかというようなことが、その段階で決まってくると。あるいは、今まで介護報酬1点につき10円であったものが、地域加算というものが加わって、10円10銭であるとか、10円20銭であるとか、いうようなことで変わってきたのが2月上旬であります。それらを踏まえるなかで、介護運営協議会にこれらの給付量になってきますよという説明を申しあげるなかで計画をとりまとめる。で、計画をとりまとめて給付量が確定しないと、保険料が算定できないという事情がございました。で、確かにおっしゃいますように、予算を組むときには、収入がほとんど確定してから組むのが常道ではあるとは思いますが、しかしながら、介護保険のこの3年に1回の、介護報酬、それから介護事業計画、保険料の改定、この3年に1回のこの時期につきましては、作業工程上、このようにならざるを得なかったということでございますので、これはご理解をいただきたいと思います。

里川委員 町は国が示してくるのを待って、精一杯がんばってやっていただいたということについては、一定理解させていただきませんが、国はそういうやり

方で、予算も組まなあかん、計画が変わるといふときに、もっと早くやってもらわんと、市町村を、私は、ないがしろにしている。で、しかも住民皆さんに直接関わる保険料などの決定せなあかんのにね、これは、私は問題があると前から感じています。ですから、町としても、そういう声は常に上げていっていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

それと、今、課長の答弁にありました、介護従事者の関係の介護報酬です、この当委員会でも、介護従事者処遇改善交付金です、あの交付金を引き続きだしてほしいと、いうことを意見書まとめて国へも上げていったわけですが、結局、その今の話では、ぎりぎりそういうこともせずに、介護報酬を決定してきたと。もう2月とかね、そんなんってから決めるって殺生な話やけれども、で結局、処遇改善交付金では2%見てくれていたのかな。介護従事者のあれをね。でも結局、実際保険料を決定していく上での介護報酬のプラスというのは1.2%やったかな。結局は、実質、介護従事者にとっては0.8マイナス、で、1.2の分は被保険者に上乗せ。とどのつまり、国はそここのところお金を減らして、みんなに痛みを分けるというような形やったけれどもね。せやけど、保険料がこれだけ一気に上がるということについての、私は問題点について、国は本当にきちっと考えてくれてなかったのかな。そのためにも、財政安定化基金の取り崩しについては、県や国へも要望してほしいとは言うてましたけれども。もう議案の審査ですので、余計きっちり聞いておきたいと思います。財政安定化基金を目的外に使用したわけですね、今回ね。目的外に使用する場合、国がどういう名目で、目的外の使用をせよというふうな方針で、今回、都道府県にある財政安定化基金を取り崩すことになったのか。目的外に使用する場合でしたら、きちっとした名目が必要やと思うんですけども。それをちょっと確認させてください。

福祉課長 法令改正が伴ったものですが、法令の条文が正確にどういう表現をされていたのかということまでは、ちょっと私も承知しておりませんが、厚生労働省からの説明では、少なくとも市町村に戻ってくる財政安定化基金については、保険料額の上昇を抑制することに使用するということ聞いております。

里川委員 保険料を抑制するということがまず第一義的に、その基金として以外に使う目的外の使用するという形なんですけれども。私は、県も国も同じ金額だけ拠出先へ戻しているわけですよ、それを。市町村に戻った分と同じ額が、県も戻って、国にも戻っていると。そして、そういう目的で取り崩しをしているのに、国も県も、お金についての使い方に明確でないという状況があるというところに、私自身は不信感をもっているわけなんですけれども、その点について、今後も、このお金がどういうふうに使われるのかということについて、町のほうではきちっと意識をもって見ておいてほしいと思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

福祉課長 基本的には、3か年の事業計画と、それから3か年の保険料はこの時点で決定をいたしますことから、例えば今後、その財政安定化基金の取り扱いが変わったという場合であっても、なかなかこの3年間については変動はしにくいと思っております。ただ、この3年間の保険料が計画通り進んでいった場合、つまり例えば、介護予防とかが進んで保険給付が少なくなれば、集めさせたいいただいた保険料がある程度あまっていくと。それは次回の保険料抑制につなげることができますけれども。例えば、第4期のように、100%をちょっと超えるぐらいで、計画通り進んでいくと、当然、準備基金積み立てる財源もなくなっていくと。そうなった場合には、次回、今から3年後の話をするのはどうかと思いますけれども、第6期の保険料を決めるときに、じゃあ抑制する手段というのが、例えば、今回ですと、準備基金を1千万円取り崩すとか、そういうようなことすらできなくなってしまうと。で、そういうようなための財源にひとつ考えていただくのも方法かなと、いうふうにも思います。いずれにしても、介護保険料がやはりこういうふうな形で引き上げになって、高齢者、被保険者の方にご負担をお願いすることには間違いありませんから、国や県にはいろんな手段を使うなかで、できれば、この5期、あるいは6期も見据えるなかで、有効にそういう財源というのは使っていただきたいというふうに思いますし、そうことはまた、県や町村会などを通じてお願いしていただきたいと思いますというふうに思っております。

委員長 他ございませんか。 木田委員。

木田委員 国は今、在宅介護をやってもらうというふうに考えておるとは思いますけれども、今回ですね、在宅介護の時間制限というんですか、30分が20分になったり、1時間が45分になったりいうのでね。私もありがたいことに、自分の母親がそないして、介護受けておるから、それはありがたいことなんですけれどもね。30分が20分になるいうたらね、なかなか今まで30分でしていただいていたサービスが20分ではとてもやないけどできないと思うんです。そうしたら、1時間のほうの、まあ45分というんですか、そのほうに切り替えていったらですね、かなり介護料金というんですか、居宅サービスの料金の負担になってくるのではないんかと思えますねんけれども。それも、昨日、集金に来はって、4月1日からそれ始まりますよと業者の方が言われて、こんな普通一般の方やったら、我々やからこないして前もってある程度聞いているけど、一般の人やったら、それわからんと、そんな4月1日から上がってますねんて言われたらね、それはかなりの負担になるのではないかと思いますねんけれども。それらについて、これはもう、それは制度やから仕方ないいうたら何やけど、わりかし影響が大きくなってくるのではないかなと、私はそういうふうに思いますねんけれども、その点について。もうとにかく、時間が30分が20分になったら、もうちょっとしてる間に、すぐ20分ぐらい経ってしまうと思うんで。なかなかその辺のところは、20分と45分というんですか、その料金の差というのは、どんだけ違ってくるわけですか。

福祉課長 ホームヘルプサービスですけれども、例えば身体介護であれば、これまで30分未満の場合でありますと介護報酬は254単位でございました。今でありますと、それに10円をかけたのが介護報酬の金額ということになります。2,540円ということになります。これが所要時間20分未満と今後変更されますが、この20分未満になった場合には、170単位、1,700円ということになります。例えば、もうひとつ、これが身体介護の場合ですね。身体介護の30分以上1時間未満というのが、これまでは

402単位で4,020円であったものが、これが、すみません、この30分以上1時間未満というのは変わらない。今回も設定されています。その間に、今回20分以上30分未満という新たな部分が設けられまして、これが254単位でございます。失礼しました。

それから生活援助、家事援助でございますけれども、これが、今までは30分以上1時間未満で229単位、2,290円でありましたものが、20分以上45分未満で190単位、1,900円というふうになります。で、時間が短くなる分につきまして、介護報酬の単価は安くなりますので、その単位の中でサービスが終わるのであれば、介護報酬が安くなりますから、1割の利用者負担も安くなるということになります。ただ、一般質問でも回答させていただいたと思いますが、じゃあ今まで30分かけていたサービスを20分で終わることできるのかと、いう問題が出てきます。これまで、例えば、ちょっと極端な例かもしれませんが、15分で終わっていたサービスであれば、今まで30分間の費用を払っていたものが、20分の費用になるので、その分安くなると。利用者負担も安くなるということもありますけれども、30分かかっていたサービスを20分で受けることができない場合には改めてもう1回、時間を変えて30分受けるのか、あるいは30分を超えて45分までのサービスを受けるのかとかによって、サービスが、逆に、利用者負担も、私ども保険者が払う保険給付も増えるという可能性があります。ですから、ちょっとこのあたりは、個々のサービスの受け方によっては安くなったり、高くなったりするということがございますが、一般質問で答えさせていただいたように、かえって利用回数が増えることでサービス量、それからサービス給付が増えるということについては、私どもも懸念を持っております。で、これらについては、現在サービスを受けておられる方についてはケアマネジャーからもお話しがあるとは思いますが、私どもも包括支援センターなどを通じまして、ケアマネジャーに再度こういう説明を促すよう配慮させていただきたいと思っております。

木田委員 その時間というのはね、家の中へ入らした時からサービスの時間になっているのかね、実際にそういう介護の仕事いうんですか、それをしはった、

うちの母親やったらおむつ交換とかしてもらっているからね、そういうところから始まるのか、実際問題として、それ本人の何がやっぱこないして、ヘルパーさんが申告しはるのに家族がそれに同意というんか、実際に時間を見て、ほんで印鑑押しているような何なんですけども。実際、介護入った時間からなのか、家に入った時間からなのか、そこらへんのとこの区別がちょっとはっきりわからへんねけどもね。そのへんのところは、どういふところから判断したらよろしいのかな。

福祉課長 実際介護報酬を払ってするサービスについては、ケアマネジャーが立てるケアプラン、介護計画上の時間ということになります。で、介護サービス計画の中には、こういうことをするということが書かれていますので、そのことから考えますと、当然、実際の介護に当たっている時間、家に入って家から出る時間ではなくて、実際の介護に要する時間ということでご理解いただければいいと思います。

木田委員 それと、おしっこなんかやったらおむつ交換なんかは、わりかし簡単やから、20分やったら20分以内にできますわな。だけど、大便とか何かでね、それで漏らしたりして服汚れたりしたら、それは20分とかで済まへん場合も出てくるわけですよんか。そういうときは、どういふふうに。結局は、時間が20分過ぎたら、もう45分とか、30分未満とか、何かそれのようにとったらいいんですかな。

福祉課長 少なくとも1か月に1回、こういうサービスをしていこうということで、どの事業者からどれだけのサービスを受けようということ、介護保険を利用される方、そしてそのご家族、そしてケアマネジャーとの間で話し合いをしていただきます。当然、そういうサービスはその時間の中でやっていただけるということが可能であろうという範囲をもってサービス計画を立てていただいていますので、よほど、突発的なことがおきれば別ですけども、万一、そのあたりで時間的にある程度、今組んでいるサービス内容では窮屈だということであれば、サービスの計画を変更していただくということで、ケアマネジャーとご相談をいただきたいというふうに思いま

す。

木田委員 突発的言うんかね、ベッドメイキングとかも、やっぱり他に汚れたらそれ
れもせんなんですやろ。それは、今まあ仮に30分でも入ってもらって
いてね、そういうことになったら、そんな30分でできないということにな
ったら、やっぱりそれは、それやってもらわなそんな、途中で30分
で放っておいてもらうこともできへんし。その辺のところはね。それと、
これもう町内で介護受けておられる方には、こういうことになりますよとか
いうふうな形の何は、もう行き渡っていますのかな。うちは、そないして
昨日聞いたことなんですけれども、他の業者は、そないして通知いうか、
利用者に対してそういう何はできておるんですかな、それは。

福祉課長 事業者については、県主催で先般、説明会を行っております。

木田委員 もうええわ。

委員長 他ございませんか。 辻委員。

辻委員 今までいろいろ聞かせてもらうなかで、本来、介護保険の運営協議会
のなかで審議されたと思っています。なかなか方向も定まらないなかで、
難しい審議やったなというふうに思っています。今後国においても、こ
ういうことで早くされるように要望していただくと同時に、その辺。ち
よっと2点ですけど、前回の事前委員会で、第5期介護保険事業のサー
ビス量等の見込みというなかで、2点だけ。4ページ目やと思うんです
けれども、急に言ってすみませんな。4ページ目の中段くらい、介護予
防特定施設入居者生活介護というのが、これが24年から26年まで計
画ありますけれども、これが49人から120人になっている分につい
て、急に言うてすみませんねんけども。

福祉課長 これは、有料老人ホーム系が設置する施設への入所といいますか、
その関係で、それで、そういう平成26年度ぐらいをめどに、斑鳩町内ある

は近隣にこういう施設が整備されるのではないかという前提でこの分を増やさせていただいたということです。

辻委員　それともう1点、6ページかな、前回の資料で出てますねんけれども、定期巡回・随時対応型訪問介護看護かな、これが25年から始まると、どんなサービスかなと思って。

福祉課長　今回の第5期の計画にあたって新しく始まるサービスです。現在、私どもに参入しているホームヘルプサービスの事業所等においては、この事業を当面今していこうという考えがあるという事業者はないことなので、24年度についてはおそらく準備期間になるだろうということです。ただ、1年たつ中で、サービス利用の希望も増えてくるであろうし、それに対してサービスを提供する事業者も出てくるのではないかということ踏まえなかで、25年度から給付が出るだろうというふうに推計させていただいたものです。

辻委員　いろいろ、5期のあれも施設もあると思いますけれども、前回の介護保険条例のところ参考で出ていました分ですけどね、ちょっとそのなかには、伸び率が高いなというのが気になってましたよってにね、そのへんも十分精査しながらお願いしたいと思います。

委員長　他ございませんか。

(な し)

委員長　議案第8号については、討論の申し出があります。よって、これより討論を行いたいと思います。

はじめに、本案を可決することに反対の意見を求めます。

里川委員。

里川委員　それでは、議案第8号につきまして、反対の立場から意見を述べさせて

いただきます。

まず、条例の提出の時期、そして予算を編成する時期、こういうものの整合性が保てていない内容になっているということを指摘しておきたいと思います。そして、今度のこの改定の保険料、基準額で22%増し、後期高齢者医療では8.96%の値上げという中で、世帯主ではない普通徴収者の中には、医療より介護保険のほうが高くなってしまおうというような事態も起こりうるなかで、到底、住民の皆さんに理解をしていただけないのではないかというふうに心配しております。それについては担当におかれましては、十分、被保険者の皆様に周知を徹底していただきたいと思いますというふうにもお願いもしておきたいと思います。

そして、平成12年、西暦2000年からこの制度が始まりました。そして、利用できる裾野というのは広がってきました。けれども逆に、本当に必要とされる重度者がサービスを受けられない、こういうふうな現状も今たくさん出てきている中での値上げというのはなかなか理解を得にくい、理解されない問題であるということも指摘をしておきたいというふうに思います。そして、この保険料の高騰の大きな原因となりました、政府が今まで、介護従事者処遇改善交付金を出していました2%分、その分を今度は介護報酬の値上げということで保険料に跳ね返ってきました。でも、その保険料に跳ね返る介護報酬は1.2%の値上げ、ですから、介護に従事されている方の処遇も悪くなり、そして、払う保険料も高くなり、その上、サービスが、受けれるサービスが狭められるようなホームヘルプサービスであったり、そして重度者で利用したいのになかなか利用できないショートステイというような問題も抱えたまま、こういうことになっている、今の状況、これはやっぱり納得できない。せつかくの制度だから、やっぱりきちっと利用できる制度、皆さんに喜んでいただける制度、そして、皆さんが納得して保険料を払える制度になっていくように、私は願っております。

そして、それとともに、財政安定化基金、目的外使用をする市町村においては保険料の高騰を抑えるためということでしたが、結局、県にもそのことを私は保険料高騰の分を何とか抑えるために、県のほうのも使いたいという思いがありましたが、県は出してくれない。で、国はどうするのか

というと、国が拠出元に返ったお金は全く分からない。何に使われるのかも、全く分からないという不明確な状況の中での、これ、このような非常に高い値上げとなっていることについてはやっぱり承知できない。

さらに、介護保険制度、このいうふうにいるいろいろ変わってはきているものの、もう制度スタートしたときから医療保険も打撃を受けている。斑鳩町の国民健康保険でも、介護保険制度が始まってから、累積赤字を抱えることになり、私たちがいろいろ声を上げて、一般会計のほうから、その赤字分も補填していただくようお願いし、国保そのものもしんどいうえに、介護のために医療保険に大きな打撃を受けていると、こういう制度のあり方については、やはり抜本的に考えていかなければならないというふうに思っております。

年金も引き下げられるなか、後期高齢者医療の保険料も、平均で8.96%の値上げとなっている今、介護保険については、この年間基準額で22%増しとなる、こういう状況については、到底、住民のみなさんには理解していただけないという思いから、私は、反対の立場で、意見を申しあげさせていただきました。

最後に付け加えさせていただきたいんですが、実は、行政のほうの理事者におかれましては、ご承知だとは思いますが、地域自主戦略交付金、これは昨年から県のほうに国が行っている交付金です。昨年度は、ほとんど継続事業で使われましたが、この地域自主戦略交付金については、2012年は事業拡大されました。その事業拡大のなかに、社会福祉施設等の施設整備費の補助金などの一部に充てることできるというふうになりました。このことも併せまして、現状の奈良県下、また斑鳩町の介護を必要とする、認定を受けておられる方たちが、受けれるサービスをうまく広げられるように、県のほうへも、こういう交付金もある。県のほうにも、これ都道府県に6,754億円おりの交付金ですので、これも使いながら、そして財政安定化基金を取り崩しをした分も使いながら、なんとか基盤整備などに、県のほうで、こんな町だけで基盤整備に力入れられませんので、県のほうに、各事業所などもそうやって集めて説明会もされるわけですね、県のほうが。ですから、県のほうに、そういう、こういうものを利用しながら、こういう基盤整備のほうにも努めていっていただけるように、町と

しても、今後、最大限の努力を払っていただきたいということを付け加えさせていただきまして、余りにも高すぎる介護保険料について反対の意見とさせていただきます。

委員長 次に、本案を可決することに賛成の方の意見を求めます。 辻委員。

辻委員 それでは私のほうから、議案第8号 斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

冒頭につきましては、いろいろ国の施策等について、今反対者申されておりますけども、いろいろ国の施策等について遅れておりますし、なかなか不透明なところもありますので、そのへんはそのへんとして、町としての、できるだけがんばっておられるという立場から賛成の討論をさせていただきますと思います。

議案第8号の斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例についてについてであります。介護保険料算定の基礎となる介護給付費の推計等は、高齢者やサービス利用の増加とともに、介護報酬の引き上げなどが要因となっているものであります。介護保険運営協議会においても、慎重に審議されたものであり、この給付をもとに、法令にそって保険料の総額を求められていることは、合理的であり、妥当なものと考えます。

また、保険者への振り分けについても、保険料段階を国基準では6段階であるものが、14段階に細やかに設定し、低所得の世帯等に配慮した従前の保険料割合をいっそう充実させる形をとられ、また、基金を取り崩すなどされており、財政確保についても考慮されております。

こういったことから、斑鳩町介護保険条例の一部を改正する条例については、賛成をするものであります。

なお、高齢者の皆さんには、介護保険料及び介護保険制度について十分周知されるとともに、介護が必要な方に適正なサービスを提供できるよう、また今現在、いろいろ取り組んでおられます介護予防サービス、町がいろいろ介護予防サービスされていますけれども、介護にならないサービスについても周知していただき、よりいっそう努めていただくことをお願いするものであります。

委員皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

委員長 これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

委員長 挙手多数であります。よって、議案第8号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 陳情第1号 障害者総合福祉法の制定を求める国への意見書についての陳情書についてを議題といたします。

まずはじめに、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務 それでは、陳情第1号につきまして、ご説明させていただきます。

局長 まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務 2枚目に要旨をつけております。要旨の朗読につきましては省略をさせていただきますが、陳情の趣旨は、下記のところに記載されておりますように、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づき、新たな障害者総合福祉法の制定を求める意見書を国会及び関係省庁に提出することを当議会に求めておられるものでございます。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

委員長 それでは、委員皆様のご意見をお受けいたします。

里川委員。

里川委員 これは障害者の関係団体などがいろいろ、政府のほうとも交渉も続け、またそういう委員会を立ち上げ、いろんな議論をしてきて一定の提言を出

されたということのなかで理解をしております。そして当然、国としても、早くそういう皆さん方にも意見を求めたことについて、法整備のほうもやっていっていただかんとあかんし。それと、私、以前にも一般質問で申しあげましたが、先進国である日本が国連の障害者権利条約を批准できていない。それは、国内の法整備ができていなくて批准できていないという問題もありました。そういうことも併せて、きちっと先進国としてそういう条約を批准するという準備も含めまして、批准できないというような、そういう情けない状況をやっぱり改善していくために、早くこういう法律をきちっと作っていただきたい。そして障害者の皆さん方の意見を、まとめられた提言を十分取り入れた形で法整備をしていただきたいというふうに以前から思っておりましたので、この陳情文書については採択をして、意見書として関係機関へ送付をお願いしたいと思います。

委員長 他ございませんか。 辻委員。

辻委員 私も 前回、昨年にしたやつと同じような内容かなと思いますので、前回も委員会として満場一致で意見書採択しておりますので、今回もこれからの障害者福祉、障害者の自立を求めるということ大事でございますので、その辺でよろしく願いいたします。この陳情については賛同させていただきます。

委員長 他、意見ございませんか。

(な し)

委員長 それでは、本陳情書について、委員皆さんのご意見をお聞きする中では、本陳情書については、当委員会として、採択とすることに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

よって、陳情第1号については、採択すべきものと決しました。

ただいまの陳情第1号の採択により、意見書を提出をしなければなりません。意見書については、当委員会の発議していくのかどうか、委員皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

里川委員。

里川委員

委員会発議をお願いします。

委員長

よろしいですか。ただいま、委員会発議ということで、ご意見がございましたので、それでは、異議がないようですので、当委員会として意見書を発議することといたします。意見書作成のために暫時休憩いたします。

(午前 9時55分 休憩)

(午前10時02分 再開)

委員長

それでは、再開いたします。

お手元にお配りをしております意見書2枚ございますが、2枚目の意見書を、当委員会の発議をもって最終日の本議会に提出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、本意見書を委員会発議で提出いたしたいと思います。

次に、(4)陳情第2号「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定を求める意見書採択のお願いについてを議題といたします。

まずはじめに、事務局長の説明を求めます。 藤原議会事務局長。

議会事務
局長

それでは、陳情第2号につきまして、ご説明させていただきます。

まず、陳情文書表を朗読いたします。

(陳情文書表朗読)

議会事務局長 2枚目に要旨をつけております。要旨の朗読につきましては省略をさせていただきますが、陳情の趣旨は、厚生労働省において、精神疾患が医療政策の重点疾患に位置づけられたことに伴い、それにふさわしい体制を確立するため、こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書を斑鳩町議会が国へ提出することを要望されておるものでございます。

以上、簡単ですが、ご説明とさせていただきます。

委員長 それでは、委員皆様のご意見をお受けしたいと思います。 里川委員。

里川委員 私は、こういう問題は非常に、ときの流れの中で現代においては非常に重要な問題であるというふうに考えております。ここにもありますように、5人に1人は一生に1度は精神疾患にかかるといわれてるということですが、いろんな報道なんかを見てましてもね、5人にひとりぐらひは潜在的にうつ病になる素質を持っていると。いつ出るかわからんような、そういう状況やというような統計とか、専門家の話も聞いたこともありますけれども。そうなったときに、周囲にいてる人間がどう対応したらいいかという問題もありましてね、こういう問題を明らかにしていく、そしてみんなが同じような認識をきちっともって、こういう問題に対応していく。特に、ここで精神障害のこともおっしゃられてますが、余りにも一般的に、そういう方たちへの対応の仕方、対処方法というのが国民全体的にまだまだ無知であるというような状況があると思います、私も含めて。どう対処したらいいやろう、どう対応したらいいやろうと。ここでは医療機関のことも言われているわけですが、ですから一般的な基本法として日本の国でそういったものがあって、そして国民である私たちがそのことについて、きちっとした認識をもつということについては非常に重要なことであると思っております。ただ時期的にはどうかなのかなという問題もありますけれども、私は意見書のほうを提出する方向で考えていただければいいなというふうには思っております。

委員長 他ございませんか。 小林委員。

小林委員 この提出者のサイトには、心の危機の定義を書いていますけれども、今の現状を改善するような改革、国が行えていないのではないかというふうに思いますし、昨年、斑鳩町も斑鳩町健康増進計画を策定されたなかにも、メンタルケアのことも書かれていますのでね、やっぱりこれから社会をあげて、こういう問題には取り組んでいかなければいけないのかなというふうに考えておりますので、まずはこの提出者が求めておられる基本理念を採択すべきなのかなと思います。そののちに、ここの法案、仮称要綱もいろいろ作っておられますけれども、そういう施策を、当該施策との整合性を図りながら進めていただき、精神疾患かかっている方やその家族のおかれている環境の改善をしていっていくことが大事だとも思いますので、意見書の採択については、私も賛成ですし、ぜひ意見書を提出していただきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 本陳情書について、皆さんのご意見をお聞きする中では、採択の方向になっておりますけれども、当委員会として、採択とすることに異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号については、採択すべきものと決しました。

ただいまの陳情第2号の採択により、意見書を提出をしなければなりません。意見書については、当委員会で発議していくのかどうか、委員皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。 里川委員。

里川委員 先ほどと同様、みんなで委員会として出していただきたいと思います。

委員長 他、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 それでは、委員会発議というご意見がございましたが、ご異議がないようですので、当委員会として意見書を発議することといたします。意見書案作成のため、暫時休憩いたしますので、10時半まで休憩とりたいと思います。よろしくお願ひします。

(午前10時10分 休憩)

(午前10時30分 再開)

委員長 再開いたします。

お手元にお配りをいたしております意見書を、当委員会の発議をもって最終日の本会議に提出をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、本意見書を委員会発議で提出いたします。

次に、2. 継続審査について、(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策 課長 それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明をさせていただきます。

今委員会におきましては、4月からの可燃ごみの委託処理への移行によ

りまして、衛生処理場の焼却施設が廃止になりますことから、その廃止までの流れにつきまして、簡単にご報告をさせていただきます。

まず、当町での焼却処理であります。3月30日金曜日午後4時には処理を完了する計画で進めており、そのため、3月20日春分の日、3月24日土曜日につきましては、閉庁日ではございますが、周辺自治会にご了解をお願いいたしまして、午前7時45分から午後4時まで焼却処理をさせていただきます予定でございます。また、3月30日金曜日は、収集いたしました可燃ごみはすべて焼却をさせていただきます予定であります。特に午後から持ち込まれる家庭及び事業系の可燃ごみにつきましては、状況によりましては、焼却ピットではなく、ごみ収集車に積替え、4月2日月曜日まで、一時、保管させていただきます予定にしております。翌3月31日土曜日につきましては、焼却灰の搬出及び焼却炉、ガス冷却室をはじめとする焼却棟の清掃を行い、最後に、臭気等の発生を防止するため、ごみピット内に消石灰を噴霧し、30年間の操業を終える予定にしているところであります。

4月以降につきましては、できるだけ早い時期に、事務用品や備品等の搬出、あるいは焼却棟の電気回路の切断工事などを行い、基本的に、焼却棟は、ピット前のプラットホーム以外は立入り禁止としてまいりたいと考えておりまして、平成24年度中には、平成25年度以降の解体工事に向けまして、環境調査を含みます衛生処理場焼却棟解体計画を策定する予定にしております。

なお、4月2日月曜日からは最終処分場内での仮可燃ごみ積替え施設で積替えを行いますが、3月21日の仮積替え施設建設工事の竣工後、できるだけ早い時期に、実際、運搬で使用いたしますコンテナを配置し、可燃ごみを投入するなどの積替えの試行を行い、4月2日からスムーズに委託処理に移行できるよう備える計画しているところであります。

今後、可燃ごみの排出量を含みます処理状況につきましては、当委員会に都度、ご報告申しあげてまいりますので、よろしくご報告申しあげまして、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
木田委員。

木田委員 焼却場の廃炉についての何と違いますねんけども。この間、3月10日に資源ごみの袋の配布をしたわけなんですけれども、件数も多いことやし、配らしてもらおうと思ってずっと班に分けてたら、去年も足らなんだんですけれども、今年もビニールごみの袋が2袋いうんですか、何入ってたのが足らんかって、3回も勘定してもそれが出てこないということですね、こんなん去年もそういうことあったし、今年もこういうことあったし、これちょっと、何と違うんかなと思って、元々入っていたんかどうかということ、中国からの品物やからね。なんかそういうふうな、悪くとったらあかんねやけれども、そんなんでも2袋足らんかったんですねんけど、そういうなんは、よそからはないんですかな。うちだけが去年もそないして足らなくて、今年もそないして足らんなんだんか。

環境対策課長 指定袋につきましては、500枚を1セットにしてダンボール箱に入れております。これにつきましては、機械ではなく人間の手で50冊を数えて入れております。中には、委員がおっしゃいますように2つ足りなかった、逆に多かったというケースもございます。で、それらにつきましては、当然あってはならないことなんですけれども、人間で入れていることで、その印刷、指定袋を作っている業者につきましては、ある程度余分に納品していただいているところでもあります。今回も他の地域でも2、3、そのような足らなかった、また多かったという苦情が寄せられておりますので、来年度以降こういうことのないようにきちっとさせていただきたいと考えております。

木田委員 ということは、その不足分については町のほうでいただけるんですかな。

環境対策課長 こういうことがありますので、あらかじめ、それと袋の、例えば破れているという可能性もありますので、その分は余分に納品をされております。

木田委員 納品されてんのと違って、もらえんのかと聞いている。

環境対策 それはお渡しさせていただきます。

課長

委員長 他ございませんか。 辻委員。

辻委員 今、ちょっと木田委員言わはったように、うちの自治会は逆に多かったということで。これもう、運送業者に電話して、各運送業者が、その全部番号書いていますけども、そのダンボールを間違えて納めたみたいな感じで、受け取るときに確認してんねんけれども、また受け取られた方もあんまり枚数多いんで、勘定を間違われるということで、その配送業者がなんか箱を間違って置いたみたいな感じありますので、そのへんもちょっと十分、多いところはいろいろ間違いもあると思いますけれども。それと、大きいトラックで来たらなかなか、今まで小さい車で来られて、かなり大きな車で来られてましたし、狭いところなかなか入れないということで、運送業者もかなり遅れていたということですけども、そのへんの自治会長の意見も聞きながら、またよろしく願いしておきます。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 他に、ご意見もないようなので、以上で、継続審査については終わらせていただきます。

次に、各課報告事項についてを議題といたします。

まずはじめに、(1) 第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、第5期 斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画について、これを策定いたしましたことをご報告申しあげます。

この計画は、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間におけます、本町の介護保険の運営方針やサービス給付量見込み、また高齢者福祉のあり方などを定めているものでございます。

策定にあたりましては、日常生活に係るアンケートを実施、また介護保険運営協議会において、慎重にご審議をいただきましたものでございます。

計画の記載内容について、簡単に説明いたします。計画のまず1ページから2ページでございます。「第1章 計画の策定にあたって」では、この計画策定の趣旨あるいは位置付け等について記載しております。

次、3ページでございます。「第2章 斑鳩町の高齢者の現状」では、人口と高齢化率、要介護認定の状況やアンケート調査の結果などについて記載をさせていただきました。

次に29ページでございます、66ページまでにかけて、「第3章 第4期計画の取組の評価と課題の整理」につきましては、平成21年度から平成23年度までの介護保険、高齢者福祉のサービス等の実績などについて記載をさせていただいております。

次に67ページからでございます。76ページまでにかけて、「第4章 計画の基本的な考え方」では、町が目指す高齢社会像、計画の基本理念、施策の目標と体系について記載をさせていただいております。

次に77ページから100ページにかけてでございますが、「第5章 計画の具体的な取組」のなかでは、個々の介護サービスや高齢者福祉のサービスの運営、自立生活や社会参加等の方策などについて記載しております。

次に101ページからでございます、112ページまでにかけて「第6章 第5期介護保険事業のサービス量等の見込み」では、平成24年度から平成26年度までの介護保険サービスの量の推計等について記載しておりまして、これは、先月の本委員会においても説明いたしましたものであります。

最後に、113ページでございますが、「第7章 計画の推進に向けて」では、この計画の推進体制と進捗管理体制について記載させていただいております。

本日につきましては、端折った説明ではございますが、詳しくは後ほどご覧いただければ幸いと存じます。今後の高齢者福祉、特に介護保険につきましてでは、この計画を基に推進することとなりますが、いっそう、被保険者への円滑なサービスの提供に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、この計画については、現在、製本の作業中でありますので、製本ができしたら、改めて委員の皆様へ配本したいと考えております。

また、住民の皆様には、広報紙、ホームページ等を通じまして計画の概要をお知らせしていきたいと考えているところでございます。

以上、第5期 斑鳩町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
辻委員。

辻委員 なかなか難しいと思いますけど、65歳高齢者ということでされていますけれども。きょうび、寿命も伸びてますので、65歳がいいのか、今後これ70歳にしはんのか、その辺は難しい問題もあるし、これから就業の年齢も上がるということも聞いてますので、その辺今、65歳からいきなりというのがいいのかどうか、65歳になっても高齢者ですよと言われるのが果たしていいのかという気もしますけれども、その辺は将来的にどうなんかなど。ちょっと難しい問題ですけれども。

委員長 池田副町長。

副町長 今、質問者がおっしゃいましたことにつきまして、国のほうでも議論されておるらしいです。今、社会保障と税の一体改革ございますわね、そうした中でも今後、平均寿命がどんどん伸びていっていると、で今、女性の方が86歳、男性80歳、で今後数十年たつと、女性がもう90歳超えてくる、男性も85歳超えてくる。としたなかで、果たして高齢者という呼称が65歳以上でいいのか、今、統計的には65歳以上を高齢者としてお

りますけれども、これは統計的な呼び名です、呼称です。これをどうしようかというのを議論されておりますので、町云々で例えばこういうこととは言えませんので、国のその議論の推移を見守るしかないと考えております。

辻委員 なかなか町も単独で難しいと思いますけれども、そのへんも、我々も考えていく必要があるのかなということを考えております。以上で終わります。

委員長 他、ございませんか。

(な し)

委員長 なければ次に移りたいと思います。

次に、(2) 第3期斑鳩町障害福祉計画について、理事者の報告を求めます。 植村福祉課長。

福祉課長 それでは、第3期 斑鳩町障害福祉計画について、これを策定いたしましたことをご報告申し上げます。

この計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づきまして、平成24年度から平成26年度までの3年間における、本町の障害者サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制などについて定めるものでございます。

策定にあたりましては、国の基本指針、アンケートの結果、これまでの実績をもとに、障害者福祉計画推進協議会において、慎重にご審議をいただいたものでございます。

それでは、計画の記載内容について、先ほどと同じように簡単に説明いたしたいと思います。

まず1ページでございます。11ページまでにかけて、「第1章 計画策定の基本的事項」では、この計画策定の趣旨や位置付け、障害のある人の現況等について記載をいたしました。

12ページでございます。25ページまでにかけて、「第2章 障

害福祉サービス等の実績と調査の結果」では、この計画の第2期計画の実績やアンケートの結果の概要などについて記載させていただいたものでございます。

次に26ページから41ページにかけてでございます。「第3章 障害福祉サービス等の見込量と整備方策」では、第3期計画期間に係ります自立支援法のサービス、相談支援、地域生活支援の見込量とその方策などについて記載させていただいたものでございます。

最後に42ページからでございますが、46ページにかけまして「第4章 計画の数値目標と重点施策」では、計画の数値目標、重点施策、また計画の推進について記載させていただいたものでございます。

これにつきましても、端折った説明となりましたものですから、詳しくは後ほどご覧いただければ幸いと存じます。

障害者のサービスに係ります環境については、平成25年度にむけて、どのような方向に進むのか不明な点多々ございますが、現段階では、この計画に基づいて推進していくものと考えております。障害者の皆様にとって、できる限りよりよいサービスが提供できるよう、一層努めてまいりたいと考えています。なお、この計画については、現在、製本の作業中でございますので、製本ができたら、改めて皆様に配本したいと考えております。

また、介護保険の計画と同じように、住民の皆様には、広報紙、ホームページ等を通して計画の概要をお知らせしていきたいと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上、第3期 斑鳩町障害福祉計画の策定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。
里川委員。

里川委員 ここでも障害者のホームヘルプサービスというのが出てきているんですけども、以前の介護従事者の処遇改善の交付金で言えば、障害者のほうの関係もその処遇改善に関係してたんちゃうかったかなというふうに、

私は思っているんですけども、で、今回、介護保険のほうでホームヘルプサービスの時間に変更されましたけれども、障害者のほうもこのホームヘルプサービスっていうのは、時間の単位とか変更っていうのはされているんですか。

福祉課長 原則として、介護保険と準ずる形になっていると聞いております。

里川委員 わかりました。

委員長 他ございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)斑鳩町食育推進計画について、理事者の報告を求めます。
西梶健康対策課長。

健康対策 それでは、斑鳩町食育推進計画について、ご報告させていただきます。
課長 近年、食生活をめぐる環境は大きく変化し、栄養の偏りや不規則な食事等による肥満や生活習慣病の増加等様々な問題が生じています。

このような中、国は平成17年度に食育基本法を制定し、食育推進計画を策定しています。さらに、平成22年度には、この計画の見直しが行われたところであります。

本町では、斑鳩町健康増進計画の中で「食べる」という分野を設け、健康づくりに取り組んでおりますが、さらに、町民皆様一人ひとりが、食の大切さを考え、食を基本とした健康で心豊かな生活が送れるよう、計画期間を5年間として、本計画を策定したところであります。

お手元にお配りをさせていただいております資料、計画の目次をご覧ください。この計画は、第1章から第5章までとなっております。

第1章では、食育推進計画の概要として1ページから2ページまで、計画策定の背景や趣旨等についてまとめております。

第2章では、食をめぐる現状と課題として、3ページから9ページまで、

人口・世帯数の変動や朝食の状況・乳幼児期の食の状況等から読み取れる食生活習慣の課題についてまとめております。

第3章では、食育推進の基本方針として、10ページから12ページまで、基本目標についてまとめております。

第4章では、具体的な取り組みとして、13ページから24ページまで、年代を5つの区分に分けて、ライフステージごとの取り組みの方向性や数値目標等についてまとめております。

第5章では、計画の推進体制について、関係機関と連携し進めていくこととしております。

詳しくは、後程ご覧いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、この計画の策定にあたりましては、斑鳩町食育推進計画策定懇話会を設置いたしまして、関係団体等から意見を聴取し、また、斑鳩町健康づくり推進協議会のご意見を賜り、この計画を策定したところでございます。

来年度は、6月の食育推進月間に合わせ、食育に関する講演会や教室などを実施し、食育の推進に努めてまいります。

この計画の周知につきましては、広報やホームページを通して、計画の概要をお知らせしてまいりたいと考えております。

以上で、斑鳩町食育推進計画についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

(な し)

委員長 ないようですので次にいきます。

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

西梶健康対策課長。

健康対策 子宮頸がん予防ワクチン接種助成事業についてでございます。

課長 平成24年2月8日に、国の第4次補正予算が成立したことに伴いまして、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンの

接種費用にかかる国の助成が、平成24年度も継続されることとなりました。

国は、今年度高校1年生で、1回でも接種した場合は、翌年度も助成対象としておりますが、本町におきましては、平成24年度に、今年高校1年生で来年高校2年生になられる方、いわゆる高校2年生まで対象者を拡大し、1度も接種していない場合であっても、町単独事業として、全額助成を実施してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、何か意見があれば、ございませんか。

(な し)

委員長 他に、理事者のほうから報告しておくことはございませんか。
西本総務部長。

総務部長 第4投票所、あゆみの家の投票所の生き生きプラザ斑鳩への変更についてでございます。

現在、選挙執行時における投票所としまして、斑鳩町立あゆみの家を第4投票所として指定しているところでございますが、当該投票所の投票環境等につきましては、南側進入路は急勾配のため、高齢者や車椅子利用者は一人では上りきれないというような問題、正門から建物まで園庭を横断することになりますけれども、雨天時にはぬかるみができ、車椅子の通行が困難となる、というようなことなどから投票者から今までご意見をいただいていたところであります。このようなご意見をいただいている中、有権者に投票しやすい環境を整えるとともに利便性の向上も図りますために、今度、斑鳩町総合保健福祉会館生き生きプラザ斑鳩への変更をいたしたく、この施設の所管であります厚生常任委員会でご報告をさせていただくものでございます。生き生きプラザ斑鳩では、1階の機能回復訓練・軽作業コーナーで投票所を開設する予定にしておりますが、この、第4投票所の変更に伴いましては、近隣の自治会等に十分説明するとともに、有権者の皆

さんには周知徹底を図り、投票率の向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上、（２）投票所の変更についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑・意見があれば、お受けいたします。

（ な し ）

委員長 植村福祉課長。

福祉課長 申し訳ございません。さきほど里川委員の質問のなかで、障害者福祉サービスの、ホームヘルプサービスの報酬の考え方についてのご質問がありました。その中で、その従事者のアップとか、そういうような考え方については介護保険と同様の考え方ではございますけれども、時間の割り方につきましては、障害者については、介護保険とは別の考え方が示されております。で、特に変わりますのは、家事援助でございます。これまで30分未満と、それから30分以上については30分ごと、30分から1時間、1時間から1時間半というふうに30分ごとに区切りがあって、それぞれに報酬が決められておったところですが、見直しがされまして、30分以上は15分の区切り、ですから30未満、その次は30分以上45分未満、次に45分以上1時間未満ということで、15分ごとの区切りをされるということが変わっておりまして、この時間の設定につきましては、介護保険とは異なっておるということで、ちょっと先ほど説明不足であったと考えるので、これを回答とさせていただきたいと思っております。

里川委員 わかりました。

委員長 他に、よろしいですか。

（ な し ）

委員長

以上、各課報告事項については、終わります。

続いて、4. その他について、各委員より質疑等があればお受けいたします。 辻委員。

辻委員

2点ほど、先の予算委員会の中で、いろいろと質問等あったなかで、1点目は肺炎球菌ワクチンを委員のほうから65歳ということで、かなり強固に求められておりました。我々委員会としても、この要綱のときに、70歳ということで、そのときには65歳という意見もありましたけれども、一生に1回ということの中で、一番、接種の効果があるところで70ということでしたら、このようにしていただきたけれども、そのへんの、委員長、そのときの予算決算委員長うまくとりまとめていただいていますけれども、できましたら、こういう委員会でした内容については、やっぱり、どうなんかわかりかねるけれども、理事者の答弁、そのへんの的確な答弁がなかったというなかで、なんか予算委員会で一方的に要望したらそれでいいのかなという感じになりますけれども、できましたら、当委員会でいろいろ審議した内容については、委員会でこう振っていただくと、今後65歳という検討も、委員会でこう振ってもらうという感じのほうが、これからの議会の運営がうまくスムーズにいくのではないかと、何のための委員会というような、厚生委員会ということもありますので、そのへんも十分ご検討願えたらなということで、1点目はそういうことで思っています。その当時の、今後やっぱり65歳にするという町の考え方があるのかどうかも、ちょっとこのへんも聞かせてもらいたい。

町長

いずれにしても、今辻委員がおっしゃるように、これは予算委員会でも出ましたけれども、私は24年度中に厚生委員会等でそういう関係等についてご審議いただいて、いずれ25年、あるいは26年、どういう形になっていくのか、その一定の方向付けをしていただきたらと思っております。

辻委員

我々としては、70歳でも接種率が悪いということも言われていますので、そのへんも、十分やっぱりこれから、まず接種率を上げてもらうということのなかで、今後、やっぱり下げるのみでいただくと、ということがい

いのではないかとということでひとつ、そういうことで、よろしくお願ひします。

それと、もう1点、保育所の入園式で、ゼロ歳児が途中入所の場合、入園式に参加できないということの意見のなかでこうありましたけれども、そのへんの実態がちょっと私、当然、途中入学だったら入学式は参加できないのかなという気持ちはありますけれども、この辺も、まあ議会で特に取り上げていくのかどうかもわかりませんが、できたら、保育所の運営委員会等いろいろありますけれども、そのへんとも十分協議しながら、そのときに何年しますということやなしに、そういう委員会、保育所の運営委員会、あつ保護者会か、保護者会に、やっぱり十分にそういう意見もされる、またこれ即また24年度からするとなれば、当然もう日にちもないし、またそのへんトラブルもあるやろうし、また親御さんの勤めの関係もあって、急に言われても入園式も参加できないということになりますけれども、そのへん、現状としては、以前からそういうことでされてるのか、現状としてはどういう感じか。

住民生活
部長

保育園の入園式の関係でございますけれども、今現在は、新入園児、この4月に新しく入られる入園児の方にご案内申しあげて、入園式に出ているという状況でございます。

で、過去には、平成15年ぐらいまでは、全入園児といいますか、全園児に出させていただいて、入園式を毎年やっておったという形でございますけれども、保護者会の関係で、保護者の方から、やはり毎年、入園式出る形は、やはり仕事の関係もあって、ちょっとしんどいと。4月の年度初めでもございますし、というご意見もありまして、そういうことから、平成16年度からそういう形で新入園児だけという形で、これまで、今まで来るといふ状況でございます。で、そのような間でも、保護者の方から、そういう途中入所の方に入園式に参加したいというような意見も、今までは保護者会から出ておりませんが、先日、今、委員もおっしゃったように、予算常任委員会でそういうご意見も委員さんからございましたので、また保護者会に諮りながらというか、ご意見を聞きながらですね、そういうご要望がまたありましたら、また検討していきたいと、今後またそうい

う形で検討させていただきたいというふうに考えております。

辻委員 いろいろありますけれども、そのへんのご答弁というのか、理事者の考え方を十分にさせていただくということで、発言された委員さん十分説明させていただくということでお願いしておきます。以上で終わります。

委員長 他にございませんか。 中西委員。

中西委員 今、辻委員、言わはった2点なんですけれどね、聞いておくだけというような形でいいのか、それなりに委員会としての考え方というのを示さなあかんのか。ちょっとそのあたりを決めとかんと。今のワクチンの関係なんかでも、実際、何を理由で65歳言うておられるのか、ちょっとその辺はわかりませんねけれどもね。先ほど辻委員言われたように、65がいいのか、70がいいのかということもありますので、そのへんきっちりしとかんなあかんのかなと。

それと、理由が、どういう理由で言われているのか、65での。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時10分 再開)

委員長 再開いたします。

それでは、ただ今中西委員の質疑ですけれども、まあ町長の答弁もいただきましたので、24年度、そういうことというたらおかしいですけれども、そういうことを踏まえて、理事者のほうに考えていただきたいと。また当委員会としても、継続審査じゃないですけど、考えていこうと、これから討論していこうということで、状況を見ながらやっていきますので、よろしく願いいたします。以上でよろしいですかね。

それでは、その他、他にございませんか。

(な し)

委員長 それでは、継続審査案件につきまして、お諮りいたします。
お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますようよろしくお取り計らいをお願いいたします。
これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長 これをもって厚生常任委員会を閉会いたします。

(午前 11 時 12 分 閉会)